

令和5年度定期監査等結果報告に対する措置状況

No	指 摘 事 項	措 置	部局	室・課等
	6 その他			
1	(2) 政務活動費の執行においてクレジットカード等の使用によりポイントを獲得したものの、政務活動費収支報告書に記載する金額にそのポイント分が差し引かれずに計上されていた。	政務活動費	該当する議員については、収支報告書等を修正するとともに、当該修正届の内容に基づき新たに生じた残余额の返還を行った。	議会事務局